

## ○南海地震条例(仮称)の骨子の体系(案)

## 第1章 総則

- 第1 趣旨
- 第2 定義
- 第3 基本理念
- 第4 県民の責務
- 第5 事業者の責務
- 第6 県の責務
- 第7 市町村の役割

## 第2章 揺れの被害から命を守る

- 第1 既存建築物の耐震性の向上
- 第2 屋内における転倒等危険物の安全性の向上
- 第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上
- 第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施
- 第5 公共土木施設等の震災予防対策

## 第3章 大津波から逃げる

- 第1 津波からの避難等
- 第2 津波避難計画の作成
- 第3 津波避難訓練の実施等
- 第4 津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備等※
- 第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等
- 第6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等

## 第4章 火災から身を守る

- 第1 出火や延焼の防止
- 第2 火災への備え
- 第3 防火訓練の実施等

## 第5章 土砂災害その他の危険から身を守る

- 第1 土砂災害等からの避難
- 第2 危険箇所の巡視等

## 第6章 災害から命を救う

- 第1 応急活動と体制の整備
- 第2 自主防災組織等の救助活動
- 第3 緊急輸送の確保

## 第7章 被災者の生活を支える

- 第1 復旧活動の実施
- 第2 災害ボランティア活動への支援
- 第3 専門ボランティアの活用

## 第8章 震災からの復興を進める

- 第1 震災復興計画の作成※
- 第2 震災復興対策の推進※

## 第9章 震災に強い人づくりや地域づくりを進める※

## 第1節 地域防災力の強化

- 第1 県民の備え
- 第2 事業者の備え
- 第3 自主防災組織の活動の推進
- 第4 南海地震対策推進週間

## 第2節 災害時要援護者への支援等

- 第5 災害時要援護者への啓発と支援
- 第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い※
- 第7 災害時要援護者が利用する施設の安全確保

## 第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

- 第8 防災教育の推進
- 第9 県の広報や情報の提供
- 第10 人材の育成や活用

## 第10章 南海地震対策を計画的に進める※

- 第1 行動計画の作成等

前回から変更のあった箇所に※印をつけています。